

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3
◎鏡ダム操作規則の一部を改正する規則	3
訓 令	
◎鏡ダム操作規程の一部を改正する訓令	4
告 示	
○救急病院の認定 (医療政策課)	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (福祉指導課)	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関に係る事業者の名称の変更の届出 (")	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止の届出 (")	6
○基本測量の終了の通知 (2件) (用地対策課)	6
○公共測量の終了の通知 (3件) (")	6
○道路の供用開始 (道 路 課)	6
高知海区漁業調整委員会指示	
○浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る指示	6
○高知海区内におけるにはんうなぎの採捕に係る指示	7
正 誤	
○正誤 (平30・3・1付け 公告)	8

規 則

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第27号

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成2年高知県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1計測機器の項中

「 自動スクラッチ試験機	1台	1時間につき1,590円	
粗脂肪抽出装置	1台	1時間につき6,320円	、
」			
「 構造解析装置	1台	1時間につき1,730円	及び
」			
「 J I S 落球衝撃試験機	1台	1時間につき2,900円	を 削
」			
り、			
「 <small>ロテ</small> 歪み測定装置	1台	1時間につき1,020円	を
」			
「 <small>ロテ</small> 歪み測定装置	1台	1時間につき1,020円	
生物顕微鏡	1台	1時間につき700円	
多感覚器分析システム	1台	4時間につき16,450円	
味認識装置	1台	4時間につき25,350円	に 改
C A E	1台	1時間につき1,240円	
C A E (演算処理のみ)	1台	24時間につき2,590円	
デジタルマイクロスコープ	1台	1時間につき2,160円	」
」			
め、同表分析機器の項中			
「 熱分析装置	1台	1時間につき1,850円	を

熱分析装置	1台	1時間につき3,120円	に、 を に改
バイオクリーンベンチ	1台	1時間につき530円	
バイオクリーンベンチ	1台	1時間につき530円	
迅速溶媒抽出装置	1台	2時間につき7,610円	
め、同表加工機器の項中			
冷間等方圧プレス	1台	1時間につき950円	を削
り、			
射出成型機	1台	1時間につき2,560円	を
に改			
射出成型機	1台	1時間につき2,560円	に改
ブライン凍結機	1台	1時間につき2,220円	
スクリーブレス	1台	1時間につき1,640円	
3Dプリンタ	1台	1時間につき3,310円	
ラボスケール精油抽出装置	1台	1時間につき3,120円	

める。
別表第2 定量分析の項中

ガスクロマトグラフ又は液体クロマトグラフ	簡易なもの	1 試料	13,480円
	一般的なもの	1 試料	27,120円
	特殊なもの	1 試料	58,990円

ガスクロマトグラフ又は液体クロ	簡易なもの	1 試料	13,480円
	一般的なもの	1 試料	27,120円

マトグラフ	特殊なもの	1 試料	58,990円
ガスクロマトグラフ質量分析計によるもの		1 試料	18,580円
ガスクロマトグラフ質量分析計によるもの（ISO/IEC17025認定マークを必要とするもの）		1 試料	18,920円

に改め、同表機械金属材料試験の項中

熱分析試験	1 試料	1 項目につき7,110円
-------	------	---------------

を削り、

歪み測定試験	1 試料	1 箇所につき5,460円 (1 箇所増すごとに1,670円を加算する。)
--------	------	--

を

歪み測定試験	1 試料	1 箇所につき5,460円 (1 箇所増すごとに1,670円を加算する。)	
解析試験	CAE解析試験	1 件	1 時間につき4,800円

に改め、同表窯業材料試験の項中「6,380円」を「5,060円」に、

エネルギー分散型X線分析	1 試料	8,950円
--------------	------	--------

を

エネルギー分散型X線分析	1 試料	8,950円
デジタルマイクロスコープ試験	1 試料	3,270円

に改め、同表木竹材料試験の項中

落球衝撃試験	1 試料	4,970円
--------	------	--------

を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により納付すべき使用料及び手数料については、なお従前の例による。

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第28号

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成7年高知県規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1試験機器の項中「770円」を「620円」に改める。

別表第2物理化学試験の項中

「

水解性評価試験	1 試料	4,680円
---------	------	--------

を

水解性評価試験	1 試料	4,680円
白色度試験	1 試料	2,440円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により納付すべき使用料については、なお従前の例による。

鏡ダム操作規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第29号

鏡ダム操作規則の一部を改正する規則

鏡ダム操作規則（昭和42年高知県規則第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「洪水調節等」を「洪水調節等」に改める。

第1条中「について」を「に関し」に改める。

第2条中「洪水調節」を「洪水調節」に改める。

第3条の見出しを「（洪水）」に改め、同条中「洪水」を「洪水」に改める。

第4条の見出しを「（洪水期間及び非洪水期間）」に改め、同条中「洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に」を「洪水期間及び非洪水期間は、次に」に改め、同条第1号中「洪水期間」を「洪水期間」に改め、同条第2号中「非洪水期間」を「非洪水期間」に改める。

第6条中「洪水調節」を「洪水調節」に、「行なう」を「行う」に、「洪水に」を「洪水に」に改める。

第7条の見出しを「（洪水時満水位）」に改め、同条中「洪水時満水位」を「洪水時満水位」に改める。

第8条中「洪水期間」を「洪水期間」に、「次の各号に」を「次に」に、「第17条」を「、第17条」に、「洪水調節」を「洪水調節」に、「行なう」を「行う」に、「洪水に」を「洪水に」に改める。

第11条の見出し中「洪水調節等」を「洪水調節等」に改め、同条第1項中「洪水調節」を「洪水調節」に、「、洪水期間」を「、洪水期間」に、「行ない」を「行い」に、「非洪水期間」を「非洪水期間」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「洪水」を「洪水」に、「行なう」を「行う」に改める。

第12条中「、洪水期間」を「、洪水期間」に、「402万立方メートル」を「402万立方メートルを」に、「非洪水期間」を「非洪水期間」に、「行なう」を「行う」に改める。

第13条中「、洪水期間」を「、洪水期間」に、「262万立方メートル」を「262万立方メートルを」に、「非洪水期間」を「非洪水期間」に、「行なう」を「行う」に改める。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 洪水調節等

第14条第2号中「その他」を「前号に掲げる場合のほか、」に改める。

第15条第1号中「四国電力株式会社鏡川発電所その他関係機関」を「四国電力株式会社高知支店その他の関係機関」に、「並びに情報」を「及び情報」に改め、同条第4号中「点検整備」を

「点検及び整備」に改める。

第16条中「洪水調節を行なう」を「洪水調節を行う」に、「前条第3号により」を「前条第3号の規定により」に、「こえている」を「超えている」に、「行わなければ」を「行わなければ」に改める。

第17条の見出しを「（洪水調節）」に改め、同条中「次の各号に定めるところにより洪水調節」を「次に掲げるところにより、洪水調節」に改め、同条ただし書中「所長は、」を削り、「必要と認める場合においては」を「必要があると認める場合は」に改め、同条第1号中「いったん」を「一度」に、「洪水調節」を「洪水調節」に改める。

第18条の見出し中「洪水調節」を「洪水調節」に改め、同条中「洪水調節」を「洪水調節」に、「洪水に」を「洪水に」に、「水位が洪水期間」を「水位が洪水期間」に、「非洪水期間」を「非洪水期間」に、「常時満水位を」を「第6条に規定する常時満水位を」に「行わなければ」を「行わなければ」に改め、同条ただし書中「必要と認める場合においては」を「必要があると認める場合は」に改める。

第19条の見出し中「洪水」を「洪水」に改め、同条中「必要と認める場合においては」を「必要があると認める場合は」に、「洪水」を「洪水」に、「行なう」を「行う」に改める。

第20条の見出し中「洪水警戒体制」を「洪水警戒体制」に改め、同条中「洪水警戒体制」を「第14条の規定による洪水警戒体制」に、「場合においては」を「場合は」に改める。

第21条中「予備放流水位」を「第15条第3号の規定により定めた予備放流水位」に、「場合においては」を「場合は」に改める。

第22条中「次の各号の」を「次の各号に掲げる」に改め、同条第1号中「非洪水期間において」を「非洪水期間において、」に、「常時満水位をこえること」を「第6条に規定する常時満水位を超えるとき」に改め、同条第2号中「非洪水期間」を「非洪水期間」に改め、同条第3号中「洪水期間において」を「洪水期間において、」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第4号中「行なう」を「行う」に改め、同条第5号中「洪水調節」を「洪水調節」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第6号中「洪水又は洪水」を「洪水調節後又は洪水」に改め、同条第7号中「洪水」を「洪水」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第8号から第10号までの規定中「行なう」を「行う」に改める。

第23条中「行なう場合においては」を「行う場合は」に改める。

第24条中「行なう場合においては、次の各号に」を「行う場合におけるダムからの放流量は、次に」に、「以内」を「以内とする。」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条第1号及び第2号中「該当する場合においては」を「掲げる場合は」に改め、同条第3号中「該当する場合においては」を「掲げる場合

は」に、「流量」を「放流量」に改める。

第25条第1項及び第2項中「場合においては」を「場合は」に改める。

第26条第1項中「ダムから放流を行なおうとする場合においては」を「ダムからの放流を行おうとする場合は」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項の規定による」に、「場合においては」を「場合は」に、「洪水調節」を「洪水調節」に、「行なう」を「行う」に、「、四国電力株式会社高知系統制御所長の意見をきかなければ」を「四国電力株式会社高知支店に連絡しなければ」に改める。

第27条中「流水状況」を「流水の状況」に、「掲げる」を「定める」に、「別に定める」を「知事が別に定める」に改める。

第28条中「行なう」を「行う」に、「場合においては」を「場合は」に、「除き」を「除き、」に、「放流が」を「放流を行うことが」に改める。

第29条中「洪水調節を行なう」を「洪水調節を行う」に、「次の各号に」を「次に」に、「閉そくして」を「閉塞して」に改め、同条第1号及び第2号中「行なう」を「行う」に改める。

第30条中「次の各号に」を「次に」に、「閉そくして」を「閉塞して」に改め、同条第1号及び第2号中「行なう」を「行う」に改める。

第31条中「次の各号に」を「次に」に、「除き」を「除き、」に、「閉そくして」を「閉塞して」に改め、同条第1号中「ダム」を「、ダム」に改め、同条第2号中「により、」を「により」に、「行なう」を「行う」に改める。

第32条中「行ない」を「行い」に、「行わなければ」を「行わなければ」に改める。

第33条中「掲げる」を「定める」に、「同表の」を「それぞれ同表に定める」に、「行わなければ」を「行わなければ」に改める。

第34条の見出し中「操作時の記録」を「操作記録」に改め、同条第1項中「第16条及び」を「第16条若しくは」に、「行なった」を「行った」に、「洪水調節」を「洪水調節」に、「並びに第19条」を「又は第19条」に、「洪水に」を「洪水に」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「事由」を「理由」に改め、同項第5号中「特記すべき」を「特に記載を必要とする」に改め、同条第2項中「第29条、第30条」を「第29条各号、第30条各号」に改め、「のいずれか」を削り、「において、」を「において」に、「前項に準じて」を「同項の規定に準じて」に改める。

第35条中「調査し、又は測定した」を「調査又は測定を行った」に改める。

第36条中「別に定めるところにより」を「知事が別に定めるところにより、」に改める。

第37条第1号中「行なった」を「行った」に改め、同条第2号

中「ダム管理月報」を「前条のダム管理月報」に改める。

第38条中「について」を「に関し」に改める。

別表第1の1及び2中「四国電力株式会社鏡川発電所」を「四国電力株式会社高知支店」に改める。

別表第2中「堆砂」を「堆砂」に、「洪水調節」を「洪水調節」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

訓 令

高知県訓令第1号

本 庁
高 知 土 木 事 務 所
高知土木事務所鏡ダム管理事務所
鏡ダム操作規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成30年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

鏡ダム操作規程の一部を改正する訓令

鏡ダム操作規程（昭和42年3月高知県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「鏡ダムの」を「鏡ダム（以下「ダム」という。）の」に改める。

第2条中「流入量は」を「流入量（以下「流入量」という。）は」に、「流量と」を「流量並びに」に改め、同条ただし書中「流入量」を「、流入量」に改め、「ものとする」を削る。

第3条の見出しを「（洪水警戒体制等）」に改め、同条第1項中「に規定する場合」を「の洪水が予想されるとき」に、「場合とする」を「ときとする」に改め、同項第1号中「鏡ダム」を「ダム」に改め、同項第3号中「及び145度」を「から東経145度まで」に改め、同条第2項中「所長」を「高知土木事務所鏡ダム管理事務所長（以下「所長」という。）」に、「、洪水警戒体制」を「洪水警戒体制」に、「呼集」を「招集」に改める。

第4条の見出し中「洪水」を「洪水」に改め、同条第1項中「洪水総量、洪水継続時間」を「洪水総量、洪水継続時間」に、「次の各号に定める」を「次に掲げる」に、「これ」を「これら」に改め、同項第2号中洪水の継続時間を「洪水継続時間」に改め、同条第2項中「洪水調節容量」を「洪水調節容量」に改める。

第5条の見出し中「洪水」を「洪水」に改め、同条中「規則第19条」を「所長は、規則第19条」に、「より洪水」を「基づき洪水」に、「行なう」を「行う」に、「例により、」を「規定の例により」に、「とるものとする」を「とらなければならない」に改める。

第6条の見出し中「洪水警戒体制」を「洪水警戒体制」に改

め、同条第1項中「洪水警戒体制」を「洪水警戒体制」に、「規定により、」を「規定により」に、「解除するものとする」を「解除しなければならない」に改め、同条第2項中「洪水警戒体制」を「洪水警戒体制」に、「ときは、」を「ときは、直ちに」に、「に掲げる機関に連絡するものとする」を「の関係機関に連絡しなければならない」に改める。

第7条の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条第1項中「行なう」を「行う」に、「行ない」を「行い」に、「1日につき」を「1日について」に改め、同条第2項中「に規定する場合」を「の特にやむを得ない理由」に、「ような場合」を「場合」に改め、同項第1号中「行なう」を「行う」に改める。

第8条中「行なう場合においては」を「行う場合は」に、「次に掲げる」を「次の表に定める」に改め、同条ただし書中「場合においては」を「場合は」に改め、同条の表を次のように改める。

放流量を増加しようとするときに行っている放流量	放流量の増加量
毎秒10立方メートル未満	30分ごとに毎秒10立方メートル以内
毎秒10立方メートル以上30立方メートル未満	30分ごとに毎秒20立方メートル以内
毎秒30立方メートル以上50立方メートル未満	30分ごとに毎秒30立方メートル以内
毎秒50立方メートル以上100立方メートル未満	30分ごとに毎秒40立方メートル以内
毎秒100立方メートル以上300立方メートル未満	30分ごとに毎秒50立方メートル以内

第9条の見出し中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条中「所長は、」を「所長は、規則第27条の規定により、」に改め、同条第2号中「行ない」を「行う場合で」に改める。

第10条の見出し中「行なう」を「行う」に改め、同条中「放流」を「規則第27条の規定による放流」に、「もの（」を「関係機関（」に、「関係機関等」を「関係機関」に、「行なう」を「行う」に改める。

第11条中「に規定する」を「の規定による」に、「次の各号に」を「次に」に、「より行なう」を「より行う」に改め、同条第1号中「行なうものとする」を「行う」に改め、同条第2号中

「ものとする」を削り、同条第3号中「行なうものとする」を「行う」に改める。

第12条を次のように改める。
(サイレンの吹鳴の方法)

第12条 前条第2号の規定による警報は、1分間サイレンを吹鳴させ、その後10秒間の休止をし、更に1分間サイレンを吹鳴させる方法により行うものとする。

第13条中「行なう」を「行う」に、「行なわなければ」を「発しなれば」に改める。

第14条の見出し中「ゲート等」を「ゲート」に改め、同条中「より」を「から」に、「中央ゲート」を「中央ゲート」及び「に」というを「というものとする」に改める。

第15条の見出し中「ゲート等」を「ゲート」に改め、同条第1項中「、予備電源によるものとする、」を「予備電源によるものとする。」に改め、同条第2項中「場合においては」を「場合は」に、「除き」を「除き、」に改める。

第16条中「第15条第1項」を「前条第1項」に、「ゲート」を「ゲートの」に、「操作する」を「行う」に改める。

第17条中「より行なう」を「よる」に改める。

第18条中「調査測定基準により行なう」を「要領による」に改める。

第19条中「規則第37条第3号に規定する」を「所長は、次に掲げる」に、「次の各号のいずれかに該当するような場合とする」を「速やかにその状況を知事に報告しなければならない」に改め、同条第1号中「洪水警戒体制」を「洪水警戒体制」に、「及び」を「又は」に、「これ」を「洪水警戒体制」に改め、同条第2号中「行なった」を「行った」に改め、同条第3号中「洪水調節」を「洪水調節」に、「行なった」を「行った」に、「及び」を「又は」に、「洪水に」を「洪水に」に改め、同条第4号中「及び」を「又は」に改める。

第20条中「及び」を「又は」に、「により、」を「により」に、「四国電力株式会社高知系統制御所長」を「四国電力株式会社高知支店」に、「おくものとする」を「おこななければならない」に改める。

第21条第2項中「前項の要領」を「所長は、前項の規定に基づきダム操作実施要領」に、「変更した」を「これを変更した」に、「知事に報告するものとする」を「速やかに知事に報告しなければならない」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第296号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第

1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。
平成30年3月27日

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
森澤病院	安芸市本町二丁目13-32	平30・3・20	平33・3・19
本山町立国保嶺北中央病院	長岡郡本山町本山620番地	〃	〃
内田脳神経外科	高知市塚ノ原37番地	〃	〃

高知県告示第297号

介護機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の指定をした。
平成30年3月27日

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成29年9月1日	株式会社メディコ 高知市一ツ橋町二丁目64-2	芸西薬局 安芸郡芸西村和食甲1513-1 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

高知県告示第298号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関に係る事業者の名称の変更について次のとおり届出があった。
平成30年3月27日

区分	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所	事業所の名称及び所在地	変更年月日

		在地		
変更前	医療法人 仁心会	吾川郡いの町 波川77	石川記念病院 デイサービス センターあが わ	平成29年 2月15日
変更後	医療法人 仁新会		吾川郡いの町 波川77	
変更前	合資会社 すみれ薬 局	四万十市中村 東町1-79	すみれ薬局宿 毛店 宿毛市駅前町 2-704	平成29年 8月1日
変更後	株式会社 すみれ			
変更前	合資会社 すみれ薬 局	〃	すみれ薬局け んみん前店 宿毛市平田町 戸内2085-4	〃
変更後	株式会社 すみれ			
変更前	合資会社 すみれ薬 局	〃	すみれ薬局 四万十市中村 東町1-79	〃
変更後	株式会社 すみれ			
変更前	合資会社 すみれ薬 局	〃	とんぼ薬局 四万十市大橋 通五丁目51- 2	〃
変更後	株式会社 すみれ			
変更前	合資会社 すみれ薬 局	〃	いちご薬局 四万十市小姓 町76	〃
変更後	株式会社 すみれ			

高知県告示第299号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成30年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

廃止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成24年11月30日	株式会社メディコ 高知市一ツ橋町二丁目64-2	芸西薬局 安芸郡芸西村和食甲1372-1 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

高知県告示第300号

国土交通省国土地理院長から平成29年8月高知県告示第565号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が平成29年12月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成30年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第301号

国土交通省国土地理院長から平成29年8月高知県告示第566号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が平成30年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成30年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第302号

安芸市長から平成29年8月高知県告示第589号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成30年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成30年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第303号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所から平成29年11月高知県告示第712号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成30年3月6日に終わった旨の通知があったので、測

量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成30年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第304号

高知県須崎土木事務所四万十町事務所長から平成30年1月高知県告示第18号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成30年2月22日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成30年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年3月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 須崎仁ノ
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
須崎市浦ノ内西分字金光寺 673番2から 須崎市浦ノ内西分字金光寺 3203番1まで	79	平成30年3月27 日

海 区 漁 業 調 整
委 員 会 指 示

高知海区漁業調整委員会指示第82号

浦ノ内湾におけるあさりの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成30年3月19日に次のとおり指示した。

平成30年3月27日

高知海区漁業調整委員会会長 木下 清

（採捕の制限）

- 1 浦ノ内湾において、2に定める区域内では、あさりを採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

<p>(1) 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、あさりに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他関与を受けて採捕する場合を含む。）</p> <p>(2) 高知海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた者であって委員会の承認を受けたものが採捕する場合 (制限区域)</p> <p>2 あさりの採捕に係る制限区域は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) A区域（天皇洲の区域） 次の点アから点オまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点オと点アとを直線で結んだ線により囲まれた区域 点ア 北緯33度26分15.6秒・東経133度25分26.7秒 点イ 北緯33度26分10.0秒・東経133度25分22.8秒 点ウ 北緯33度26分2.2秒・東経133度25分38.9秒 点エ 北緯33度26分6.5秒・東経133度25分51.9秒 点オ 北緯33度26分13.0秒・東経133度25分47.2秒</p> <p>(2) B区域（宇佐大橋の南西側の区域） 次の点アから点オまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点オと点アとを直線で結んだ線により囲まれた区域 点ア 北緯33度26分18.1秒・東経133度26分16.0秒 点イ 北緯33度26分14.2秒・東経133度26分19.0秒 点ウ 北緯33度26分7.9秒・東経133度26分17.2秒 点エ 北緯33度26分6.2秒・東経133度26分10.3秒 点オ 北緯33度26分13.1秒・東経133度26分8.9秒 (殻長の制限)</p> <p>3 1の(2)の承認を受けた者にあつては、殻長3センチメートル未満のあさを採捕してはならない。 (標識の携帯)</p> <p>4 1の(2)の承認を受けた者にあつては、あさを採捕しようとするときは、事前に委員会に届け出た標識を自ら携帯しなければならない。 (報告書の提出)</p> <p>5 1の(2)の承認を受けた者にあつては、四半期ごとに、あさりの採捕に係る報告書を委員会に提出しなければならない。 (承認の取消し)</p> <p>6 委員会は、この指示又は高知県漁業調整規則に違反してあさを採捕したときその他漁業調整上必要があると認めるときは、1の(2)の承認を取り消すことができる。 (事務取扱要領)</p> <p>7 この指示に定めるもののほか、1の(2)の採捕の承認に関する事務取扱については、浦ノ内湾の周辺海域におけるあさりの採捕の承認に関する事務取扱要領によるものとする。 (指示の有効期間)</p> <p>8 この指示の有効期間は、平成30年4月1日から平成31年3月</p>	<p>31日までとする。</p> <p>高知海区漁業調整委員会指示第83号</p> <p>高知海区内におけるにほんうなぎの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成30年3月19日に次のとおり指示した。</p> <p>平成30年3月27日 高知海区漁業調整委員会会長 木下 清</p> <p>(採捕の制限)</p> <p>1 高知海区内（公共用水面及びこれらと接続して一体を成す水面）において、10月1日から翌年の3月31日までの間、全長21センチメートルを超えるにほんうなぎを採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 高知県漁業調整規則（昭和48年高知県規則第14号）第48条第1項の知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合</p> <p>(2) 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、にほんうなぎに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他関与を受けて採捕する場合を含む。） (指示の有効期間)</p> <p>2 この指示の有効期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。</p>	
---	---	--

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平30・3・1	号外5	○公 告	4	右 (15)	<u>とび</u>	<u>とび、築炬</u>